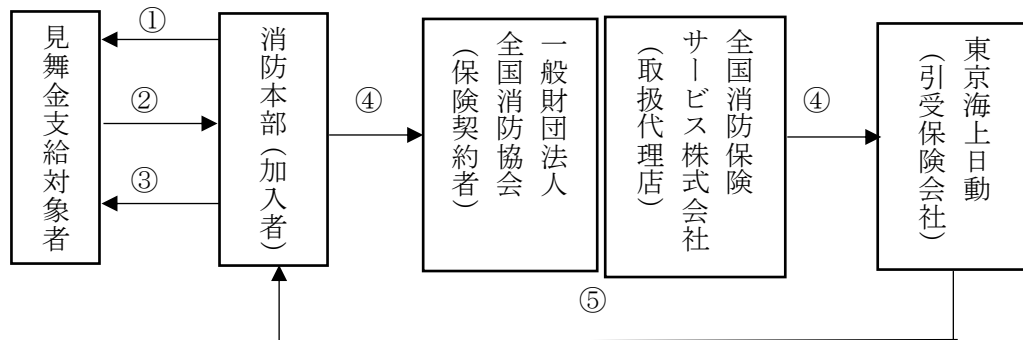


一般的な見舞金請求の流れ



① バイスタンダーの確認（見舞金支給対象者の判定）

② 「応急手当に係る見舞金請求書」(※1) の提出

（見舞金支給対象者から消防本部へ提出いただき原本は消防本部で保存、協会への提出は不要）

③ 応急手当に係る見舞金の支給

④ 「バイスタンダー見舞金請求書兼事故状況証明書」(※2) および、下記別表中の書類を提出

⑤ バイスタンダー見舞金の支払（東京海上からバイスタンダーへ直接の振込はできません。）